|  |
| --- |
| 平成２７年　第１回　国頭村農業委員会総会 |
| 招集年月日 | 平成２７年１月２３日（金）　　午後　３時００分 |
| 招集場所 | 　国頭村民ふれあいセンター　１階小会議室 |
| 開会時間 | 平成２７年１月２３日　　午後　３時００分 |
| 閉会時間 | 平成２７年１月２３日　　午後　４時２０分 |
| 出席　９名欠席　　名 | 議席 | 氏　　　名 | 出席 | 議席 | 氏　　　名 | 出席 |
| １ | 宮城　由知 | ○ | ９ | 上地　和雄 | ○ |
| ２ | 親川　登 | ○ | １０ | 宮城　弘 | ○ |
| ３ | 山城　勇 | ○ |  |  |  |
| ４ | 宮城　久宜 | ○ |  |  |  |
| ５ | 大西　浩健 | 辞任 |  |  |  |
| ６ | 新城　正彦 | ○ |  |  |  |
| ７ | 比嘉　美榮子 | ○ |  | 　　　　 |  |
| ８ | 上原　耕造 | ○ |  |  |  |
| 議事録署名委員 | 議 　長　　　宮　城　　　弘 |
| ８番委員　　上原　耕造 | ９番委員　　上地　和雄 |
| 職務のために出席した者の氏名 | 　　　 |
| 　局長：大田　孝佳　　　農地主事：小橋川　安弘　　　 主事：比嘉　誉 |
| その他の出席者 | 　 |
|  |

【議事日程】

　日程第１：会議録署名委員の指名

　日程第２：会期の決定

　日程第３：諸般の報告

　日程第４：農地法第３条の規定による許可決定について

日程第５：非農地証明願いの証明決定について

　日程第６：平成２７年国頭村農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の審査及び意見決定につ

いて

　日程第７：現況証明書の交付ついて報告

議　長：皆さんこんにちは。

ただいまから､平成２７年　第１回　国頭村農業委員会総会を開会致します｡

本日の、出席人数は全員の出席でありますので総会は成立しております。議事日程は、

お手元に配布しておりますので、ご確認ください。

始めに国頭村農業委員会、会議規則13条の規定による会議録署名委員ですが、議長

から指名させていただくことに異議ありませんか。

各委員： (「異議なし」の声あり)

議　長：本日の会議録署名委員は８番、上原耕造　委員と９番、上地和雄　委員のお二人を指名致します｡　書記には事務局職員の比嘉を指名致します。

　　　　次に会期の決定についてですが、本日平成27年1月23日の決定で宜しいでしょうか。

各委員： (「異議なし」の声あり)

議　長：異議が無いようなので、本日の日付で会期の決定をいたします。

　　　　続いて諸般の報告をいたします。

　　　　12月24日　第12回定例総会へ出席

総会後、農業青年会と認定農業者との懇親会を持った

　　　　平成27年1月から毎週火曜日、事務局と業務調整を行っている

これで報告を終わります。

議　長：それでは議事に入ります。

始めに、議案第1号、整理番号1、農地法第3条の規定による許可決定についてで

す。整理番号１については、4番委員　宮城久宜　委員に関する案件となりますので、

農業委員会に関する法律第24条の規定により、退席をお願いいたします。

（　4番委員　退席　）

それでは、事務局より説明お願いします。

事務局：整理番号１

借り手　国頭村字与那▲▲番地　●●●●　■■歳

貸し手　国頭村字与那▲▲▲番地　●●●●　■■歳

申請農地　与那明地▲▲▲－▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積1,196㎡　賃借権設定　契約　5年2か月

規模拡大のサトウキビ栽培であります

議　長：事務局より説明が終わりましたが、補足、質疑等はございませんか。

10　番：こちら、遊休化した農地であります。農業委員である●●君が、遊休化を解消する為に●●さんとの契約でありますのでよろしくお願いします。

９　番：先ほど写真を見せてもらいましたが、現在は全く管理をされていないと、これから耕作するものだと思います。よって、後任者として頑張って頂く様お願いをしたいと思います。

議　長：質疑等がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第１号、整理番号１、について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙

手お願いします。

委　員：　（全員挙手）

議　長：全員賛成でありますので、議案第１号、整理番号１については、原案のとおり

決定いたしました。

（　4番委員　着席　）

同じく整理番号２について事務局より説明お願いします。

事務局：整理番号２

借り手　国頭村字辺戸▲▲▲番地　●●●●　■■歳

貸し手　国頭村字与那▲▲▲番地　●●●●　■■歳

申請農地　奥間鏡地原▲▲▲番地

台帳地目　田　現況地目　畑、面積1,728㎡　賃借権設定　5年2か月契約

規模拡大でサトウキビを予定しています。

議　長：事務局より説明が終わりましたが、補足、質疑等はございませんか。

10　番：●●君は、奥間の出身で辺戸に居住を構えているのですが、お父さんの農地がその隣にあるという事で●●さんが利用権設定をしていたんですが、解約をしました農地に、●●君が●●さんとの契約を結んで本日議題に挙げております。●●君は、村のキビ組合の組合長もなされて、一生懸命キビ作作りを頑張っている所でありますので、よろしくお願いします。

８　番：9番委員さんの方から宣伝していただけると非常に賛成しやすいのですが、よろしくお願いします。

９　番：先ほど8番委員さんからもありましたので、一言言わせてもらいます。彼はですね、前回までは辺戸の区長をやっておりまして奥間の方で大分土地を借りておりました。それから先月は、いくらか返還もいたしております。先ほどもありました様に、お父さんの畑の側にあり利用したいという事ですのでよろしくお願いします。

１　番：●●さんは、さとうきびの規模拡大ですとか相当頑張っておりますので、賛成したいと私は思います。

議　長：質疑等がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第１号、整理番号２について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙

手お願いします。

委　員：　（全員挙手）

議　長：全員賛成でありますので、議案第１号、整理番号２については、原案のとおり

決定いたしました。

同じく整理番号３から５について事務局より説明お願いします。

事務局：整理番号３

借り手　国頭村字辺戸▲▲▲番地　●●●●　■■歳

貸し手　鹿児島県姶良町平松▲▲▲▲番地▲　●●●●　■■歳

申請農地　辺戸後戸原▲▲▲番地

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積812㎡　賃借権設定　契約　5年2か月

整理番号４

借り手　国頭村字辺戸▲▲▲番地　●●●●　■■歳

貸し手　鹿児島県姶良町平松▲▲▲▲番地▲　●●●●　■■歳

申請農地　辺戸後戸原▲▲▲番地▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積811㎡　賃借権設定　契約　5年2か月

整理番号５

借り手　国頭村字辺戸▲▲▲番地　●●●●　■■歳

貸し手　鹿児島県姶良町平松▲▲▲▲番地▲　●●●●　■■歳

申請農地　辺戸後戸原▲▲▲番地▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積811㎡　賃借権設定　契約　5年2か月

契約更新でサトウキビ栽培であります

議　長：事務局より説明が終わりましたが、補足、質疑等はございませんか。

９　番：こちらは、大変すばらしいきびでありますのでみなさんのご理解をよろしくお願いします。

議　長：質疑等がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第１号、整理番号３から５について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙

手お願いします。

委　員：　（全員挙手）

議　長：全員賛成でありますので、議案第１号、整理番号３から５については、原案のとおり

決定いたしました。

続いて議案第２号、整理番号１，非農地証明願いの証明決定についての議題と致し

ます。事務局より説明お願いします。

事務局：整理番号１

申請者　国頭村字辺土名▲▲▲▲番地　●●●●

申請農地　辺土名帆屋原▲▲▲▲

台帳地目　畑　現況地目　雑種地、面積97㎡、所有者　●●●●

議　長：説明が終わりましたが、質疑等はございませんか。

１　番：先ほど出された場所は、岸本商店の裏手になっています。この近隣については、農地が1筆ぐらいあるのですが、●●不動産が斡旋をして今この手続きをやっているという事を聞いております。周囲を見るとほとんどが宅地です、この農地についても宅地の内容になるのではと理解しております。近隣の方にも話を聞いた所、買い手もある程度見つかっているという風な情報を得ておりますので、検討をお願いします。

９　番：周囲が宅地になっているという事で、別に関わりはないと思いますので原案の通り異議はありません。

８　番：そう言った風に利用してくれたらいいと思います。

議　長：質疑等がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第2号、整理番号１，について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手お願いします。

委　員：　（全員挙手）

議　長：全員賛成でありますので、議案第2号、整理番号１については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第３号　平成２７年度国頭村農業委員会委員選挙名簿登載申請書の審査

及び意見決定について事務局より説明お願いします。

事務局：農家等から農業委員会委員選挙人名簿登載申請書が提出されていますので選挙人名簿に登載していいか審査お願いします。又該当者が未提出の場合は申請書に代わる文書を作成しなければなりません。その後、審査の結果を国頭村選挙管理委員会に意見を附して送付します。説明終わります。

議　長：休憩します。

議　長：再開します。説明が終わりましたが、質疑ございませんか。

８　番：鏡地に奥さんも私も住んでおり、息子は一応奥間のおじいさんの所で育っておりまして、今現在も息子の住所は奥間にあります。しかし、2年前から私たちと一緒に住んでおりまして、農業も手伝ってもらっているので、私としてはほとんど農業をやっているという事で丸を付けて出したら、住所が鏡地になければダメだと言われたのですが、そうなるのですか。

事務局：説明書の４番の方に、「耕作の業務を営む者の同居の親族」というふうに書いてありますので、同じ住所の者を「同居」と捉えております。ですので、一緒に住んでおられましても、住所が違っている場合同居とは見なされません。

議　長：質疑なしとのことであります。審査をいたしますので休憩します。

議　長：再開します、審査が終了しました、異議等あれば挙手をお願いします。

委　員：　（　「異議なし」の声　）

議　長：異議なしとのことでありますので、それでは採決いたします、国頭村選挙人名簿登載申請書及び申請書に代わる文書のとおりと意見決定して国頭村選挙管理委員会に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委　員：　（全員挙手）

議　長：挙手多数につき議案第３号については、意見決定いたします。

　　　　最後に、事務局から報告があります。

　　　　（　事務局報告終了　）

議　長：これをもちまして平成２７年、第１回定例総会を閉会いたします。

おつかれ様でした。

閉会　　　１６時　　　　２０分

　　　　　　会　　　　　長　　●●● ●●●　　　　　　印

　　　　　　議事録署名委員　　●●● ●●●　　　　　　印

　　　　　　議事録署名委員　　●●●　●●●　　　　　　印